

令和4年1月31日

保護者様

福岡市教育委員会
照葉北小学校長

児童生徒が濃厚接触者になった場合等の出席の取扱いの変更について

日頃から、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みに、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。

児童生徒が濃厚接触者になった場合等の出席の取扱いについて、**国の方針を踏まえ、下記のとおり変更**いたしますので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 出席の取扱いについて

(1) 児童生徒が濃厚接触者となった場合の出席の取扱い

	出席の取扱い
変更前 (~1/30)	感染した人と接触をした日の翌日から10日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、10日間は出席停止
変更後 (1/31~)	感染した人と接触をした日の翌日から 7日間 を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止

(2) 学校や習い事、勤務先などで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、保健所の指示により児童生徒本人が検査をする場合の出席の取扱い

	出席の取扱い
変更前 (~1/30)	感染者と接触をした日の翌日から7日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止
変更後 (1/31~)	検査を受けることとなった時から、検査結果（陰性）が判明するまで、出席停止とする

(3) (1) (2) 以外の場合の出席の取扱い

変更ありません

(別紙の「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」をご確認ください)

2 学級閉鎖や休校の取扱いについて

変更ありません

(別紙の「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」をご確認ください)

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

新型コロナウイルスに関する学校や児童生徒のお休みについて



体調が悪い時

発熱等の風邪の症状がある場合は、無理をせず、自宅で安静にしてください。

○発熱等の風邪の症状が治まるまでは出席停止となります。
○発熱等の風邪の症状がみられるときは、かかりつけ医や相談ダイヤル等に相談をしてください。

出席停止について

新型コロナウイルスに感染しているかどうかを確認するために検査（PCR検査、抗原検査）を受けるときは、登校できません。その場合は、欠席ではなく出席停止となります。（※登校できる場合もあります）

児童生徒（本人）が感染したときの出席停止の期間などについては、保健所の指示に従ってください。

場 合	受ける人		登校	出席停止期間等
	本人	家族		
①濃厚接触者になって検査をする場合	●		×	感染した人と接触をした日の翌日から7日間 ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止
		●	×	
②学校や習い事、勤務先などで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、 保健所の指示 により検査をする場合	●		×	検査を受けることとなった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	×	
③学校や習い事、勤務先などで感染者が確認され、 自分や勤務先の判断 で検査をする場合	●		×	登校できます。
		●	○	
④勤務先や自分の判断で検査する場合（定期検査等）	●	●	○	登校できます。
⑤発熱等の風邪の症状があり、検査をする場合	●		×	検査を受けることとなった時から、検査結果（陰性）が判明するまで
		●	×	
⑥COCOAの通知を受けて、検査をする場合	●		×	登校できます。
		●	○	
⑦入院するために検査をする場合	●	●	○	登校できます。

※お子さまや同居のご家族が検査を受けることとなった場合は、必ず学校に連絡をしてください。

休校・学級閉鎖について

学校で感染者が確認されたら、学校の休校や学級閉鎖の日をちを決めます。

※右の日数は目安です。感染の状況で変わることがあります。

※留守家庭子ども会の休会期間などについては、別途お知らせします。

○児童生徒や先生に感染者が確認された場合でも、原則、学校は休校となりません。

※ただし、感染の状況により、休校となる場合があります。

○感染した児童生徒のクラスは、感染した児童生徒が登校した最後の日の翌日から7日間が学級閉鎖となります。

※ただし、感染した児童生徒の発症日や学校教育活動の状況によって、感染した児童生徒の最終登校日の翌日から10日間を学級閉鎖とする場合があります。